

執筆者：

[E-mail](#) [吉本 祐介](#)

[E-mail](#) [Femalia Indrainy Kusumowidagdo¹](#)

[E-mail](#) [Aditya Prio Prabowo¹](#)

インドネシア証券取引所(以下「IDX」という)への上場を通じた資金調達を促進すると共に、スタートアップ企業の急速かつ継続的な発展に対応するために、金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」という)は、OJK 規則 No.22/POJK.04/2021(以下「本 OJK 規則」という)を制定した。本 OJK 規則は、IPO を検討している企業が、一定の株主に対して複数の議決権を持つ株式を発行することを認めるものである。株主は、複数議決権株式を保有することによって、IPO 後も実質的に会社の支配権を保持し、会社の目的の実現を確保することができる。

A. 発行会社及び株主の要件

全ての企業に複数議決権株式の発行が認められているわけではなく、全ての株主が複数議決権株式を保有できるわけでもない。本 OJK 規則に従い、複数議決権株式に関する、以下の発行会社と株主双方に関する要件を充足する必要がある。

対象会社

IPO を実施し、以下の基準を充足する会社が複数議決権株式を発行することができる。

- a. コア・ビジネスが、明らかに生産性、経済成長を高め、社会的利益(一般市民のための雇用機会増加など)をもたらす技術を利用していること。
- b. 株主が技術の利用に多大な貢献をしていること。
- c. (i)少なくとも3年間営業しており、総資産が2兆ルピア(約1億4000万米ドル)以上あること、及び(ii)過去3年間の年間収益成長率が30%以上、年間資産成長率が20%以上であること。
- d. 株式の公募を行ったことがないこと。

対象株主

以下の株主が複数議決権株式を保有することができる。

- a. **最初の IPO 時**：株主総会によって承認され、IPO 時の目論見書で開示されている株主。
- b. **IPO 終了後**：
 - (i). 複数議決権株式を保有する権利を有する者として IPO 時の目論見書で開示されている株主。
 - (ii). 会社の事業の成長に重要な貢献をしている取締役で、株主総会において独立株主によって承認された者。
- c. **以下の基準を充足する法人**：
 - (i). 複数議決権株式保有者又は保有者であった者が、99%以上の株式を直接所有していること。
 - (ii). 取締役会が対象会社の事業を支援するために適切な専門知識を有していること。
 - (iii). (インドネシア法人の場合)経営コンサルティング事業に従事していること。

¹ 提携事務所所属

複数議決権株式保有者が上記の基準をもはや満たさなくなった場合、本 OJK 規則では複数議決権株式を普通株式に転換することが義務付けられている。

B. その他の重要な規定

a. ロックアップ期間

- (i). 複数議決権株式保有者は、IPO のための登録申請書提出の効力発生日(以下「効力発生日」という)から 2 年間株式を保有しなければならない。
- (ii). 効力発生前に既に株式を保有している普通株主は、1 株当たりの簿価が IPO 時の募集価格より低い場合、効力発生日から 8 ヶ月株式を保有しなければならない。

b. 先買権

上記 a(i)に記載されたロックアップ期間の満了後、株式を譲渡しようとする複数議決権株式保有者は、譲渡を行わない複数議決権株式保有者に対して、相対で株式を取得するよう申し出なければならない。

c. 複数議決権株式株式の有効期間

複数議決権株式は、効力発生日から最長 10 年間有効であり、さらに独立株主の承認を得ることで 10 年間延長することが可能である。複数議決権株式は、有効期間経過後は普通株式に転換しなければならない。

d. 複数議決権株式非保有者の最低議決権

複数議決権株式を保有しない株主が議決権総数の 10%以上を保有しなければならない。

e. 議決権比率と複数議決権株式保有者の議決権比率

本 OJK 規則では、複数議決権株式の普通株式に対する議決権比率を以下のとおり定めている。下表のとおり、複数議決権株式保有者の議決権は議決権総数の 50%以上 90%未満でなければならない。

	資本金総額に占める複数議決権株式の割合	議決権比率	複数議決権株式保有者の議決権比率
a.	10%以上 47.36%未満	10:1	52.63%以上 90%未満
b.	5%以上 10%未満	20:1	51.28%以上 68.94%未満
c.	3.5%以上 5%未満	30:1	52.11%以上 61.17%未満
d.	2.44%以上 3.5%未満	40:1	50.01%以上 59.12%未満

C. IPO に関する要件

本 OJK 規則では、追加の明細書の提出や、より詳細な目論見書の作成など、複数議決権株式を発行する会社を実施する IPO に関する特別な要件も規定されている。

本ニュースレターについてお問い合わせがございましたら、info@wplaws.com または弊事務所の弁護士までご連絡ください。

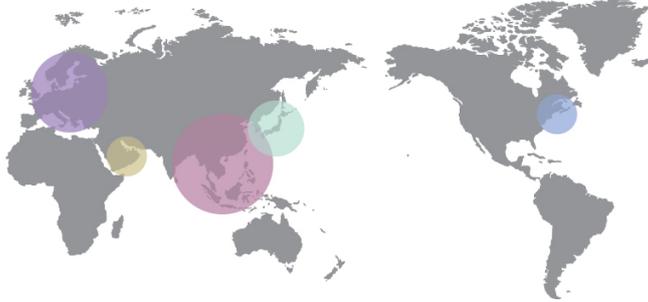
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.6